

都市緑化推進事業補助金制度

問 都市計画課 ☎(55)7126

「あいち森と緑づくり税」を活用し、民有地の緑化、市民団体などが行う緑化活動や都市緑化の普及啓発活動の支援を推進するため、要件を満たす優良な緑化事業に対し費用の一部を補助する制度となります。

▼補助対象事業▼

- ① 民有地の緑化は50㎡以上の屋上緑化・壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置など
- ② 市民団体が行う緑化活動は市民参加(延べ人数が50人以上)による公有地での植栽、ビオトープづくりなど

▼補助金額▼

- ① 民有地の緑化は補助対象経費の2分の1以内の額(上限は50万円)
- ② 市民団体が行う緑化活動は対象事業の経費から食糧費、交際費などの経費を差し引いた額(上限は30万円)

▼受付期間▼12月20日(金)まで

※補助を受ける場合には、事前申請が必要で、必ず着手前にご相談ください。

※要件・補助金額などについては、細かい規定がありますので、詳細についてはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

愛知県後期高齢者医療制度
協定保養所利用助成事業

問 愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎052(955)1205

後期高齢者医療制度被保険者のみなさんの健康の保持・増進を目的に、協定保養所(別表参照)に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用可)

場所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市百年草	0565(62)0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562(82)0211
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	0264(48)2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南	0587(53)5555(予約専用)

国民年金保険料学生納付特例制度

～保険料の納付が困難な学生の方へ、納付が猶予される制度があります～

▶対象になる方は?

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校※、一部の海外大学の日本分校に在籍する20歳以上の学生で、ご本人の前年の所得が下記の基準以下の方です。

【所得基準】128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

なお、前年の所得が基準を超えている場合でも、退職(失業)した方は、退職(失業)したことを確認できる書類があれば申請できます。 ※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

▶承認される期間は?

4月～翌年3月 ※年度ごとに申請が必要です。

▶学生納付特例が認められると?

- ・学生納付特例期間は、将来受け取る年金の受給に必要な期間に算入されます(ただし、年金額には反映されません)。
- ・10年以内であればあとから納めることができる追納制度があります。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額が上乗せされます。

▶申請方法は?

・申請したい年度の4月1日以降に、下記のものをお持ちいただき、市役所または各支所で手続きをしてください。

【必ず必要なもの】学生証(在学証明書の原本でも可)

【あればお持ちください】年金手帳または基礎年金番号通知書

※退職(失業)した方は、雇用保険受給資格者証・雇用保険受給資格通知・雇用保険被保険者離職票などのうちいずれかの書類も必要です。

・学生納付特例制度は毎年申請が必要です。前年度申請された方には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が郵送されます。必要事項を記入し返送してください。 ※日本年金機構からハガキが届かない場合は、市役所または各支所に申請をしてください。

▶申請期限は?

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。複数年度の申請を希望される場合は、複数枚の申請書の提出が必要です。なお、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなる可能性があります。申請期限がまだ先の場合でも、万が一に備えお早めに申請してください。

◎学生以外の方で、収入の減少や失業などにより納付が困難な方については、「保険料免除・納付猶予制度」があります。

問 保険年金課 ☎(55)7119